

# 枚方京田辺環境施設組合職員安全衛生管理規程

平成28年7月1日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定める事業者の責務としての職員の安全衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）に常時勤務する一般職に属する職員をいう。
- (2) 事務局長 枚方京田辺環境施設組合事務局組織規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第1号）第3条第1項に規定する事務局長をいう。

(事務局長の責務)

第3条 事務局長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう必要な措置をとらなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、前条に規定する快適な職場環境の形成及び安全と健康の確保を促進する措置に協力するものとする。

(安全衛生推進者)

第5条 組合に、法第12条の2の規定に基づく安全衛生推進者を置く。

- 2 安全衛生推進者は、職員のうちから管理者が任命する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。